企業立地向け固定資産税の課税免除（５年間）

ひたちなか市では，新たな企業の立地促進及び市内優れた産業基盤の有効活用のため，新増設で取得した土地，家屋，償却資産にかかる固定資産税を５年間免除しています。

制度概要

対象地域及び対象業種

- **ひたちなか地区復興産業集積区域**
  【製造業，電気業，情報通信業，運輸業，卸売業，学術・開発研究機関】
- **ひたちなか地区周辺復興産業集積区域**
  【製造業，情報通信業，運輸業，卸売業，学術・開発研究機関】
- **勝田第一工業団地及び周辺地区復興産業集積区域**
  【製造業，運輸業，卸売業，学術・開発研究機関】
- **勝田第二工業団地復興産業集積区域**
  【製造業，運輸業，卸売業，学術・開発研究機関】
- **勝田駅西口周辺地区復興産業集積区域**
  【製造業，運輸業，卸売業，学術・開発研究機関】
- **勝田駅東口周辺地区復興産業集積区域**
  【製造業，運輸業，卸売業，学術・開発研究機関】
- **津田地区復興産業集積区域**
  【製造業，運輸業，学術・開発研究機関】
- **水産加工団地復興産業集積区域**
  【製造業，運輸業，卸売業，学術・開発研究機関】
- **那珂湊漁港周辺地区復興産業集積区域**
  【製造業，運輸業，卸売業，小売業，学術・開発研究機関，漁業】

※業種については，日本標準産業分類の大分類を記載しておりますが，中分類・小分類により対象業種から外れる場合もございます。
詳細な対象業種は，問合せ先にご確認下さい。

対　象

土地，家屋，償却資産にかかる固定資産税（5年間）
※平成２８年3月３１日までに取得した場合に限る。

要　件

- 家屋，償却資産の取得価格の合計額が2,700万円を超えること
- 雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）が5人以上増加すること（製造業は5人未満でも可）　など

手続き

固定資産税の課税免除を受けるには，新増設等を行った翌年の１月末までに下記申請窓口に申請書を提出して下さい。

〔例〕
新増設等を行った日が平成24年4月1日の場合　※申請日：平成25年1月末まで
新増設等を行った日が平成25年1月1日の場合　※申請日：平成26年1月末まで

問合せ先

【住所】ひたちなか市東石川2-10-1
【電話】029-273-0111
ひたちなか市企画部企画調整課企業誘致推進室（内線：1314）
ひたちなか市経済部商工振興課（内線：1342）

申請窓口（固定資産税）

ひたちなか市総務部資産税課（内線：3113）

茨城産業再生特区制度のご案内

東日本大震災特別区域法の復興特区制度に基づき，茨城県と県内13市町村が共同申請を行った「茨城産業再生特区」が平成24年3月9日に認定を受けたことに伴い，ひたちなか市内の復興産業集積区域において，雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人事業者の方々が，税制上の特例措置の適用が受けられることになりました。

制度概要

対象事業者

復興産業集積区域内において，集積業種に該当する事業を営む法人または個人事業者が行う雇用機会の確保に寄与する事業（例：新たな設備投資や被災者等の雇用をしている場合）

税制上の特例措置

国　税（◎：既存立地企業及び新規立地新設企業に適用可能，　○：新規立地新設企業のみ適用可能）

選択適用

◎ 特別償却／税額控除

機械や装置，建物などを取得した場合に，特別償却または税額控除ができます。

特別償却	～26年3月末	～28年3月末
機械装置	即時償却	50%
建物・構築物	25%	

選択適用

税額控除	～26年3月末	～28年3月末
機械装置	15%	
建物・構築物	8%	

（※）税額控除は法人税額の20％が限度。20％を超えた金額については，4年間の繰越控除が可能。

◎ 法人税特別控除

被災雇用等に対する給与等支給額の10%を税額控除できます。（指定を受けた日から5年間）

（※）税額控除は法人税の20％が限度。

○ 新規立地促進税制（法人のみ）

復興産業集積区域内に新設された法人が，指定後５年間無税になります。

新設法人の再投資等準備金積立額の**損金算入**（指定後5年間，所得金額を限度）　＋　再投資した場合の**即時償却**（再投資等準備金残高を限度）

（※）その他，投資・雇用などの要件あり。10年経過後は，毎年度，準備金残高の1／10を益金に算入。

◎ 研究開発税制

開発用資産を取得した場合に，特別償却及び税額控除ができます。

研究用資産について**即時償却**　＋　開発研究用資産の即時償却した減価償却費の12%を税額控除（通常8～10%）

（※）上記3種の選択適用の特例と併せて適用可能。

地方税

〈県税〉 法人事業税　不動産取得税　　〈市税〉 固定資産税

（※）上記国税の特例のうち，特別償却／税額控除，新規立地促進税制もしくは研究開発税制のいずれかの特例に係る指定を受けた場合に限ります。

手続き

税制上の特例措置を受けるには，ひたちなか市から指定及び認定を受ける必要があります。特例措置に応じた指定申請書および指定事業者事業実施計画書を下記の窓口に提出して下さい。

指定した後，各事業年度終了後に，申請書に記載した事業に係る実施状況報告を提出して下さい。認定を受けた場合に，特例措置を受けることができます。

指定及び認定窓口

ひたちなか市経済部商工振興課

【住所】ひたちなか市東石川2-10-1　【電話】029-273-0111（内線：1342）

～ 指定に関する要件 ～

【すべてに共通する要件】

- 復興産業集積区域（注１）の区域内に事業所を有すること
- 茨城産業再生特区計画に記載された集積業種であること
- 復興推進事業（注２）を行う適切かつ確実な計画を有すること
- 復興推進事業を安定して行うために必要な経済基盤を有すること

（注１）復興産業集積区域…茨城産業再生特区計画に定める市内９の区域（詳細は，産業集積区域図参照）
（注２）復興推進事業……新たな設備投資や被災者等の雇用をしているなど

特別償却／税額控除を受けるためには

- 施設または設備を新設し，又は増設するもの
- 機械及び装置，建物及びその附属並びに構造物を新たに取得するもの

法人税特別控除を受けるためには

- 東日本大震災の被災者（注３）である労働者を雇用していること

（注３）被災者…平成２３年３月１１日時点で特定被災区域内（注４）の事業所で勤務していた者又は居住していたもの
（注４）特定被災区域…災害救助法の適用市町村であること（２２２市町村）
茨城県（３１市７町２村），青森県（２市２町），岩手県・宮城県・福島県（全域），栃木県（１０市７町），
埼玉県（１市），千葉県（１８市９町），新潟県（２市１町），長野県（１村）

新規立地促進税制を受けるためには

- 平成２４年３月９日以後に設立された法人であること
- 機械及び装置，建物及びその附属施設並びに構築物の取得価格の合計が３億円以上であること
（中小企業者等については，３千万円以上）
- 被災者を５人以上雇用し，かつ，給与等支給額の総額が１千万円以上であること
- 認定復興推進計画に定められた事業のみを実施する法人であること
- 復興産業集積区域内に本店を有すること
- 積立を行う事業年度（最大５年間）において，復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと

研究開発税制を受けるためには

- 復興推進事業に関連する開発研究の用に供する減価償却資産を新たに取得するもの

【提出書類】

■指定前

①指定申請書　②指定事業者事業実施計画　③指定要件に関する宣言書
④住民票の抄本またはこれに準ずるもの（個人事業者）
⑤定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの（法人）　⑥その他参考となる資料

■指定後（事業年度終了１ヶ月以内）

①実施状況報告書

※留意事項

①申請いただいてから１ヶ月以内に指定に関する通知を行うこととなりますが，認定復興推進計画の内容に適合しないと認められる場合には，指定しないことがあります。

②指定された事業者は，指定内容について公表されます。また指定が取消しとなった場合も同様です。

③指定後，毎事業年度終了後に実施状況報告書を提出していただくことになりますが，申請した事業を適切に実施していると認められない場合には，指定事業者に対して認定書を交付しない場合があります。その場合は，特例措置を受けることができません。

④指定事業者に対し，必要があると認めるときは，必要な資料を提出させ，又は説明を求めることがあります。

ひたちなか市復興産業集積区域図

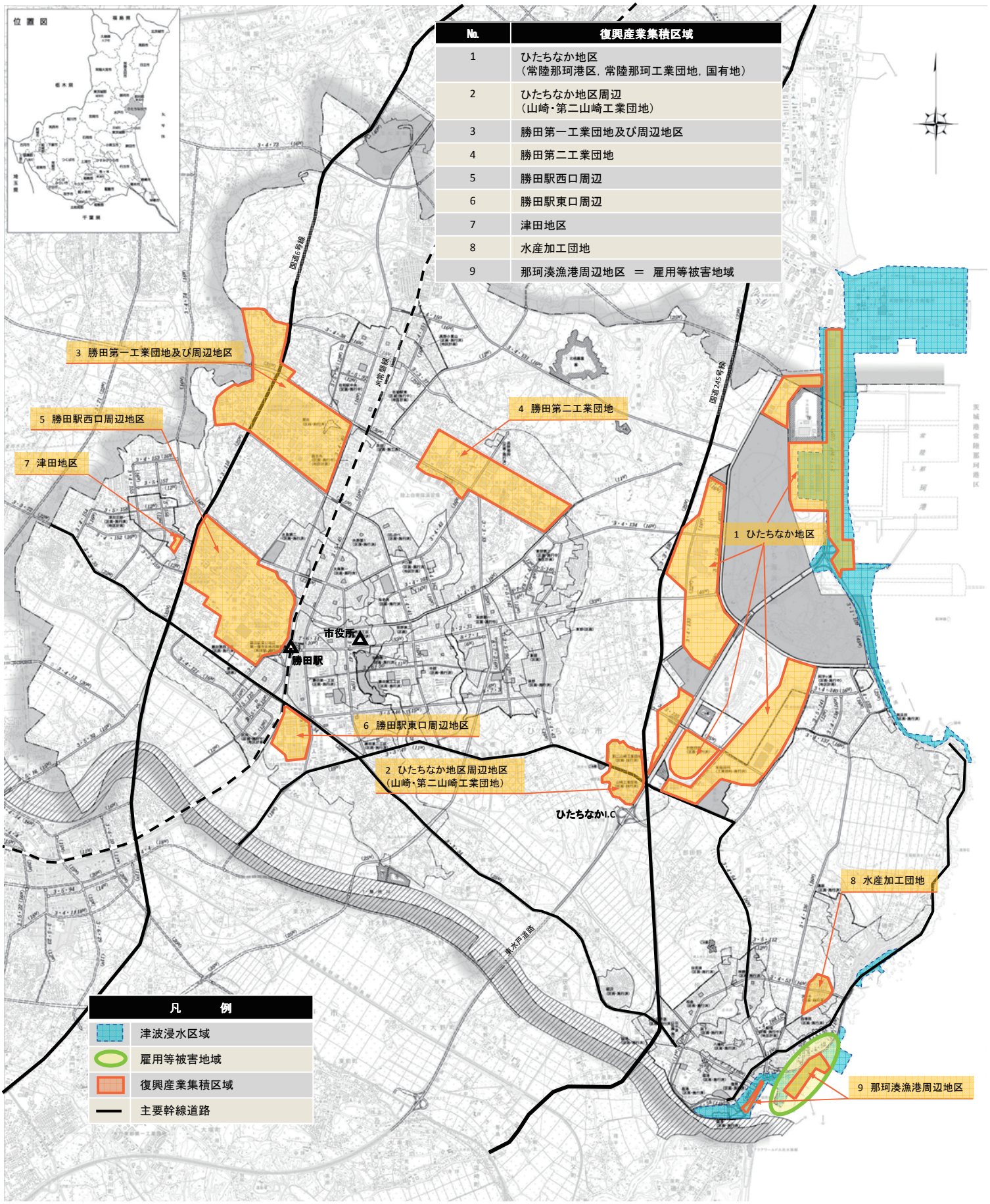

No.	復興産業集積区域
1	ひたちなか地区 （常陸那珂港区，常陸那珂工業団地，国有地）
2	ひたちなか地区周辺 （山崎・第二山崎工業団地）
3	勝田第一工業団地及び周辺地区
4	勝田第二工業団地
5	勝田駅西口周辺
6	勝田駅東口周辺
7	津田地区
8	水産加工団地
9	那珂湊漁港周辺地区　＝　雇用等被害地域